

「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」について（改訂）

令和7年7月

学校法人東京薬科大学

学校法人東京薬科大学は、次世代育成支援対策推進法に基づき、主として子育てを行う職員の仕事と子育ての両立を可能にする労働環境整備を目指して一般事業主行動計画を策定します。更に、職員全員を対象に長時間労働や残業是正など働き方を見直すことにより、本学職員が仕事と生活の調和をはかり、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる労働環境整備を目指し取組みを行います。

1. 計画期間

令和7年8月1日から令和17年3月31日までの10年間

2. 計画の見直し計画期間中において社会状況の変化や大学の計画の実効性・成果、職員の要望を取り入れ、必要に応じて見直しを行います。

3. 目標と対策

目標1 計画期間における男性の平均育児休業取得率を、60%以上とする。また、特別休暇（育児参加）の平均取得日数が3日以上となるよう制度周知を促進する。

<対策>

- 妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知、活用促進に向けた意識啓発を行う。子の出生時に利用できる関連制度について、出生報告時に個別周知を徹底し、制度利用に関する意識向上の促進をはかる。
- 特別休暇（配偶者出産時特別休暇、育児参加特別休暇、子の看護等休暇）を取得しやすい職場環境を整える。

目標2 専任教職員の一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

<対策>

- 部署ごとに週1回および全体として月2回のノー残業デイを設定し、業務上退勤出来なかった職員には別日に定時退勤日を確保できるよう配慮する。
- 勤怠システム活用により適切に労働時間を管理する。

以上